

江戸川区議会会議規則の一部を改正する規則

江戸川区議会会議規則（昭和三十一年十月議会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第九十五条第一項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければ」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければ」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「請願を」を「前二項の請願を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 請願者が法人のときは、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（説明）

多様な人材の参画を促進する環境整備として、議員として活動するに当たつての制約要因の解消に資するほか、デジタル化政策の一環として、行政手続に必要な押印を見直すために規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。